

これまでの主な意見の整理（案）

～「財政運営の在り方」及び「厚生年金基金制度等の在り方」関係～

- 以下は、本有識者会議におけるこれまでの議論を踏まえ、「財政運営の在り方」及び「厚生年金基金制度等の在り方」について、各委員から出された主な意見と現時点での意見集約のイメージを整理したものである。
- 個別の論点によっては、各委員のご意見が必ずしも十分に出されていないものもあり、そのような論点については「主な意見」の整理のみとし、[さらにご議論いただきたい点]をお示ししている。
- このため、全体は未定稿であり、今後の議論を踏まえて修正があり得るものである。

論点 2. 財政運営の在り方

1. 予定利率の見直し

- ・ 予定利率を引き下げやすくする観点からどのような方策が考えられるか。例えば、現在の掛金引上げの特例措置（掛金引上げの開始時期を1年間猶予）などについてどのように考えるか。

【これまでの主な意見】

- 基金の給付債務のうち、代行部分は厚生年金本体の運用実績を基に計算しているので、予定利率を用いて計算するのは基本プラスアルファ部分と加算部分である。予定利率を議論する前提としてこの点を明確にする必要がある。
- 予定利率が問題となるのは加算部分であるが5.5%としているのは全体の約6割である。諸外国の例を見ても総合型のような複数事業主の制度で予定利率を下げるのはかなりハードルが高い。
- 加算部分で高い予定利率を設定していた基金は、最近の市場環境の中で実績が予定利率をクリアできず不足が生じている。財政の健全化を図るため、加算部分の高い予定利率を下げる必要がある。

【さらにご議論いただきたい点】

- 厚生年金基金の予定利率については、基本プラスアルファ部分については87%、加算部分については60%の基金が5.5%となっており、財政健全化の観点からは、予定利率を引き下げる必要がある。
- 予定利率引下げによる積立不足は、掛金引上げで対応することが基本であるが、予定利率を引き下げやすくする観点からどのような方策が考えられるか。

2. 積立不足への対応

- ・ 積立不足への早期の対応を促す観点から、財政検証の仕組みや指定基金制度等についてどのような見直しが必要か。
- ・ 掛金引上げの期間（現行では償却は3～20年）や引上げ方法等について、早期の財政健全化の観点や母体企業の経営への影響の観点からどのように考えるか。
- ・ 給付水準引下げの基準（理由要件、手続要件）について、緩和すべきとの指摘もあるがどのように考えるか。

【これまでの主な意見】

（給付水準の在り方）

- 手続要件は一時金支給とのバランスを考える必要があり、その点から見ると、現行の「受給者の3分の2以上の同意、かつ、一時金希望者への支給」という要件は厳しいのではないか。また、一時金精算の割戻しの利率についても妥当かどうかの検討が必要。
 - 理由要件のうち「経営状況の著しい悪化」の具体的目安として設立事業所の過半数が赤字という要件があるが、中小企業の場合、金融機関との関係があり赤字とするわけにはいかない。そういった中小企業の実態も考えてほしい。
 - 現在のデフレ経済下では給付額の据え置きは実質的な給付水準の引き上げになっており、その点を踏まえれば、給付減額の要件は少し緩和してもよいのではないか。具体的には、理由要件の「経営状況の著しい悪化」や手続き要件の「希望者に対する減額前の一時金の支払い」を見直してはどうか。
 - 企業年金は退職金という意味で賃金の一部であり、減額要件の緩和や廃止には反対である。
 - 月額7000円程度の加算給付の額を引き下げることが、基金の財政問題の解決にはならないのではないか。大企業のDB年金の給付水準の議論とは分けて考えるべきではないか。
- ◎ 以上の議論を集約すると、給付水準の在り方については、次のように整理できるのではないか。

給付水準の在り方

- 厚生年金基金の給付のうち、代行部分は公的年金であるため引下げはできないが、加算部分については一定の基準（理由要件、手続要件）を満たせば引き下げることができる。
- この基準の在り方については、
 - イ 総合型基金の母体となっている中小企業の経営実態等を踏まえれば、現行の基準のうち、母体企業の経営悪化等の「理由要件」や「手続要件」、受給者減額の際に要件とされている「一時金支払い」などについて、見直しを行うことを考えるべきではないか。

ロ 加算部分の給付は退職金の一部であること、また、総合型基金の加算部分の給付を引き下げても財政効果が低いことなどから、現行の基準は維持すべきである。
という両方の意見があったと整理できるのではないか。

【さらにご議論いただきたい点】

- 積立不足への対応という観点から、掛金引上げの期間や引上げ方法等について、見直しの必要性があるか。見直すとした場合どのような方策が考えられるか。
- また、財政健全化への早期対応という観点から現行の指定基金制度等について見直しの必要性があるか。見直すとした場合どのような方策が考えられるか。

3. 解散基準等

- ・ 解散基準（理由要件、手続要件）について、緩和すべきとの指摘もあるがどのように考えるか。
- ・ 厚生労働大臣による解散命令の発動基準についてどのように考えるか。

【これまでの主な意見】

- 総合型の基金については、解散手続きについてももう少し柔軟に考えていくべきではないか。
- 解散要件は給付水準引下げ要件とのバランスを考える必要がある。解散させないために給付水準の引下げをしやすくするという選択肢もあるだろう。
- 厚生労働省で積極的に解散命令を行使すればよいのではないか。公的年金の一部を預けているのだから、これ以上預けたら代行割れして公的年金の財政に悪影響があると判断すれば、解散命令の一つの根拠にはなるだろう。

【さらにご議論いただきたい点】

- 解散基準（理由要件、手続要件）の見直しや、厚生労働大臣による解散命令の発動基準の明確化を行う必要があるか。また、具体的にどのような方策が考えられるか。

論点3. 厚生年金基金制度等の在り方

1. 代行制度の意義・役割

- ・ 厚生年金本体の制度改正や、厚生年金基金の代行部分と厚年本体との財政中立化、さらに、確定給付企業年金や確定拠出年金の普及など、厚生年金基金制度を取り巻く状況が変化する中で、代行制度の今日的意義・役割についてどのように考えるか。

【これまでの主な意見】

(厚生年金本体の財政への影響という視点)

- 代行制度は厚生年金の側からみると公的年金の資金の一部を基金に預けているので、厚生年金が一種の信用リスクを負っていることになる。代行制度については基金の側だけでなく厚生年金本体に与えるリスクも考える必要がある。
- 代行部分の自主運用はリスクをとって積立が足りなくなったときに事業主が掛金を拠出できるという条件の下で認められるものであるが、残念ながら今のところはそういう状況でない場合もかなりある。
- 代行割れ基金もかつては財政状況がよかった時代もあり、現在、順調に運営しているところが中長期にわたり持続できるかどうかは十分な検証が必要。
- 代行部分は国からの預かり金であるが、なぜ国はわざわざ公的年金を毀損するリスクにさらすのか。中小企業の企業年金のためという説明になるのだろうが、それと公的年金を外に出して毀損するリスクとの比較考量をすべき。
- 厚生労働大臣の解散命令を積極的に行使すればよいのではないか。公的年金の一部を預けているのだから、これ以上預けたら代行割れして公的年金の財政に悪影響があるという判断は解散命令の根拠にはなる。【再掲】
- 公的年金にリスクを負わずに基金制度を維持するとした場合、例えば厚生年金基金などの間で支払保証制度を作り、厳しい状況にある基金を財政の良好な基金が救うという企業年金制度内の連帯も考えられるのではないか。
- 厚生年金基金制度は公的年金を使っている制度であり、公的年金の被保険者の中には企業年金がない中小企業の労働者も多くいる。代行制度が公的年金財政の一部となっている以上、将来的に基金制度によって公的年金の保険料引上げや積立金の減少につながるリスクは残る。こうしたリスクを残す制度をこれ以上続けるべきでなく、一定の期間をおいて廃止すべき。
- 代行制度は累次の改正を経て複雑になってきており、厚生年金本体との間で中立性や透明性が確保されているのかが専門家でなければわからなくなっている。公的年金の資金を分散するので、それなりにコストがかかっているのではないかと思うが、そこまでして代行制度を続ける必要があるのかは疑問。
- 代行制度については累次の改正を経て、公的年金の色彩が強くなっており、その意味では厚生年金財政への影響、制度の持続可能性などについて、データに基づいた冷静な検証が必要ではないか。

(中小企業の企業年金の維持・普及という視点)

- 総合型基金の上乗せ部分の給付額は非常に低く、代行返上をしても確定給付型の制度として継続することは非常に厳しい。こうした中で制度を廃止することは中小企業の企業年金が減少することになり問題が多い。また、DB 制度は基本的には企業の正社員の制度という側面があるので、厚生年金基金を廃止すると、企業年金から非正規の労働者を締め出すことになる恐れがある。
- 制度を廃止するとなると、厚生年金基金の中途脱退者等の年金給付を行っている企業年金連合会の代行返上にもつながるが、現状では代行部分の資産はあるが上乗せ年金部分は積立不足の状況にあり、中途脱退者の年金給付にも影響を与えるなどの課題が多く、難しいのではないか。
- 中小企業の企業年金という観点から廃止後の展望を描くことができない状況で制度廃止ということは問題。むしろ制度存続のための論理的な施策を考えることが望ましく、そのための工夫をすべき。
- 厚生年金基金は運用が厳しいから制度として問題があるという議論になっているが、運用は単年度で見ると良い時も悪いときもある。長期の期間で考えるべきで運用が厳しいから制度を止めるというのはおかしい。
- 制度の強制終了は受給者と加入者に給付減額以上にダメージが大きく、受給権保護の観点から問題。代行部分がなくなれば、資産規模が著しく少なくなり、運用手数料の面などから資産運用の効率性が損なわれるため、DB や DC として存続することは困難だろう。制度存続に向けて改革に取り組んでいる基金のことも考慮してほしい。
- 財政状況の悪い基金ばかりでなく、運用が順調な基金もあり切り分けて議論すべき。一律に制度廃止というのは問題がある。
- 厚生年金基金は問題も多くあるが、廃止した後どうするかという議論が必要ではないか。その議論なしに制度を廃止するのは問題。総合型基金の加入者や受給者には「代行とは何か」がほとんど理解されておらず廃止という言葉は年金がすべてなくなると誤解される恐れがある。

◎ 以上の議論を集約すると、次のように整理できるのではないか。

代行制度の在り方

- 代行制度は、公的年金の一部を基金という国以外の者が管理・運用するという日本独自の仕組みである。現行法の下では代行部分の最終的な給付責任は厚生年金が負う仕組みとなっており、代行制度の在り方を考えるに当たっては、このような代行部分の「公的年金としての性格」を念頭に置く必要がある。
- 代行制度が公的年金である厚生年金の財政に与える影響という観点から、以下のような意見があったと整理できるのではないか。
 - イ 現在代行割れしている基金もかつては財政状況がよかった時代もあり、代行制度が中長期にわたり持続できるかどうか、これまでの累次にわたる代行制度改正の検証や今後代行制度が厚生年金本体の財政に与えるリスク等も含め判断すべき。
 - ロ 代行制度が公的年金財政の一部となっている以上、将来的に基金制度によって公的年金の保険料引上げや積立金の減少につながるリスクは残る。公的年金である厚生年金の被保険者の中には企業年金を持たない中小企業も多くあり、こうしたリスクを残す制度をこれ以上残すべきではなく一定の期間において廃止すべき。
 - ハ 厚生年金本体にリスクを負わずに基金制度を維持するとした場合、例えば、代行割れする前に厚生労働大臣の解散命令を出すようにする、あるいは、厚生年金基金などの企業年金の中で支払保証制度を作って、厳しい状況にある基金を財政状況の良い他の基金が救うという企業年金制度内での連帯ということも考えられる。
また、代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割という観点から、以下のような意見があったと整理できるのではないか。
- ニ 総合型基金の上乗せ部分の給付は非常に低く、代行部分がなくなれば、運用手数料など資産運用の効率性が損なわれるため、DB や DC として存続することは難しい。こうした問題に対する展望を打ち出さずに一律に制度を廃止してしまうことは問題がある。
- ホ 財政状況が悪い基金だけでなく、財政状況が良い基金もあり、また、資産運用も単年度ではなく長期的に見る必要がある。こうした点を考慮せずに制度を廃止すれば、中小企業の企業年金を減らすことになり、現在の加入者や受給者の受給権保護の観点からは問題がある。
- ヘ 代行制度の廃止は、中小企業の企業年金への影響だけでなく、厚生年金基金の中途脱退者等の年金給付を行っている企業年金連合会の代行返上にもつながる。現状では代行部分の資産はあるが上乗せ年金部分は積立不足の状況にあり、中途脱退者の年金給付にも影響を与えるなどの課題が多く難しい。

2. 深刻化する代行割れ問題への対応

- ・ 保有資産が最低責任準備金を下回るいわゆる「代行割れ基金」は、基金数全体の4割程度となり、基金ごとにみても、厳しい状況が続いている。現行制度の下では代行部分の給付引き下げはできないため、代行部分の積立不足は掛金の引上げ又は運用収益の増により対応することとなるが、昨今の金融環境や母体企業の現状を踏まえつつ、積立不足への対応の在り方をどのように考えるか。
- ・ 「代行割れ基金」については、これまで指定基金制度による早期の財政健全化指導や、昨夏の法改正で時限措置として創設された特例解散制度による対応などを行ってきているが、こうした現行制度の在り方についてどのような見直しが必要か。

3. 総合型厚生年金基金の在り方

- ・ 総合型基金が特例解散によって解散し、代行部分の積立不足を分割納付している間に、一部の事業所が倒産した場合の他の事業主の負担の在り方について、厚生年金本体に与える影響と事業主の事業継続の確保のバランスの観点から、どのように考えるか。

【これまでの主な意見】

(代行割れ問題への対応)

- 代行割れ問題については、連鎖倒産等による社会的コストの拡大を防ぐ観点からも先送りせずに早急に対応すべき。その場合、厚生年金本体との関係で納得の得られるような債務の計算方法を設定することが必要。また、その場合、今後の不確実性を小さくするという観点からは、代行割れ問題について早期の是正措置を合わせて講じることが必要ではないか。
- 代行割れの問題は緊急性の高い問題であり、対応策は早急に打ち出すことが必要。その際に今後代行割れに陥る可能性のある基金についても放置しておいてよいということではなく、併せて対応方策を考えることが必要。
- 制度創設から半世紀を経て産業構造の変化の中で立ち行かなくなっている基金については、問題を先延ばしせず早急に対応すべき。
- 厚生年金本体から見れば、貸し倒れリスクを抱えていることになり、早急に対応しないと状況はさらに悪化する。

(特例解散の課題)

- 連帯債務は事業所の納付義務が確定した時点で終了させて、国に納付することで国と個別事業所との関係にすればよい。
- 解散後も連帯債務を負わせることは、中小企業の連鎖倒産につながる可能性が危惧され、経済全体にも大きな影響を与えるので見直すべきである。
- 連帯債務の問題については、制度の趣旨を踏まえつつも、一方で連鎖倒産がもたらす経済・産業への影響も考慮しつつ、幅広い議論をしてから、妥協すべきところは妥協していくという形にすべき。

- 連帯責任が連鎖倒産を引き起こし、制度によって企業が倒れかねない。連帯債務は見直すべき。
- 特例解散で分割納付を行う場合、加算金は厚生年金本体の運用実績を利子相当分としてつけることになっているが年により変動があり先を見通しにくいという問題がある。加算金を廃止する、あるいは低利の利率で固定するということが考えられないか。

(最低責任準備金の在り方)

- 最低責任準備金の計算には厚生年金本体の運用実績を使っているが、運用実績の確定時期と計算への適用の時期に、最大で1年9ヶ月の乖離があるという「期ズレ」の問題がある。これを是正することが必要ではないか。
- 最低責任準備金を計算する際に、代行給付費に一定の係数(0.875)を乗じているが、これを見直す必要があるのではないか。

◎ 以上の議論を集約すると、次のように整理できるのではないか。

代行割れ問題への対応

- 保有資産が最低責任準備金を下回るいわゆる「代行割れ」については、これまでも特例解散制度により厚生年金本体への返還額の特例や分割納付などの措置が講じられてきたが、産業構造の変化に伴い母体企業の負担能力が著しく低下している基金では、こうした現行措置でも対応できず、解散したくてもできない状況にある。
- 代行部分の積立不足は母体企業が責任を持って負担することが基本であるが、一方で中小企業の連鎖倒産等による地域経済・雇用への影響、さらに基金を構成する企業が全て倒産した場合には結果的には厚生年金本体の財政へ影響することなどを踏まえれば、問題を先延ばしせず、早急に制度的に対応する必要があるのではないか。
- 具体的には、厚生年金の被保険者に納得が得られる仕組みであるということを基本としつつ、代行部分の債務である最低責任準備金の計算方法の見直しや、分割納付に際してのいわゆる「連帯債務」について現行法制の下では国と基金の債権・債務関係となっている仕組みを国と各事業所との債権・債務関係に見直すなどの方策が考えられるのではないか。
- また、解散の際に、母体企業の財務諸表にそれまで簿外債務となっていた年金給付債務が計上されることに伴い、母体企業の資金調達に大きな支障が生じることのないよう金融行政と連携しつつ対応を検討する必要があるのではないか。

4. 中小企業の企業年金の在り方

- ・ 中小企業の企業年金の普及の観点から、企業年金制度（厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度）の今後の在り方についてどのように考えるか。

【これまでの主な意見】

- 中小企業の企業年金についてどのような受け皿があるのか制度の議論と並行して考える必要がある。
- 確定拠出年金も平均運用利回りは企業の想定利回りよりも低い状況が続いており老後の所得保障として十分とはいえない。
- 現在は残念ながら中小企業のための企業年金として総合型は主力の制度にはなっていない。中小企業の労働者や非正規労働者の老後を支える仕組みとしては、企業年金という枠にとらわれず、自助努力をサポートする新しい枠組みを議論していくべき。
- 中小企業にとって現在のDBやDCをより使いやすいものにしていく必要があり、そのような観点から、税制の問題も含めて建設的な議論をしていくべき。
- 中小企業がつくる規模の小さい企業年金にとっては運用コストの問題が大きい。運用のスケールメリットを生かすという点では、例えば、基金が選択した場合には、企業年金連合会のようなところに運用委託できるような仕組みをつくることも、中小企業における企業年金の普及という観点からは選択肢の一つになるのではないか。

【さらにご議論いただきたい点】

- 中小企業における企業年金の普及という観点から見た現行の企業年金制度の課題は何か。また、中小企業の労働者の老後を支える仕組みとして、より幅広い観点からどのようなことが考えられるか。